

長野県告示第247号

地域づくり総合支援事業補助金交付要綱(平成14年長野県告示第195号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第11中「岡谷市」を「東御市」にあっては上小地方事務所、岡谷市に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

市町村課

長野県告示第247号の2

障害児手当支給要綱(昭和61年長野県告示第463号)は、廃止します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

障害福祉課

長野県議会告示第1号

長野県議会事務局規程(昭和31年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

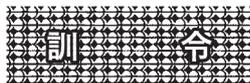
長野県議会議長 古田英士

別表第1の総務課の項中「長野県議会議員公舎(以下「公舎」という。)」を「長野県議会議員会館」に改める。

別表第2の総務課の項を次のように改める。

総務課	運転技師長	自動車の運転業務
	運転技師	
	安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第1項に規定する職務

総務課



長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

職員定数規程(平成15年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

別表の1中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改

め、同1の衛生公害研究所の項を削り、同1中

「自然保護研究所 17」を「環境保全研究所 67」に改める。

行政システム改革チーム

長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第36条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、軽易な事案に係るものには、電子署名を省略することができる。

別表第3の2中「婦人相談所」
「婦相」を

「女性相談センター」
「女相」に、

「衛生公害研究所
看護大学」
「衛公
看大」を

「看護大学」
「看大」に、

「須坂病院」
「須病」を

「公衆衛生専門学校伊那校
須坂病院」
「公衛伊
須病」に、

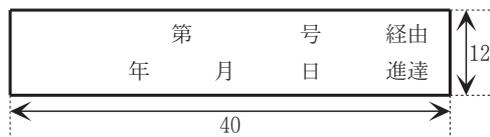
「自然保護研究所」
「自保」を

「環境保全研究所」
「環保」に改める。

別表第4中「短期大学」を「短期大学 中央児童相談所」に、「保健所 衛生公害研究所」を「保健所」に、「長野消費生活センター」を「精神保健福祉センター 長野消費生活センター 環境保全研究所」に改める。

様式第21号を次のように改める。

(様式第21号)(第59条関係)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

文書学事課

長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関
地方労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正、平成16年4月1日から施行します。
平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第6条第3項中「小諸市の区域」の次に、「、上小地方事務所にあっては東御市の区域」を加え、「更埴市」を「千曲市」に改める。

第16条第1項中「次の各号」を「別表第1」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に改める。

第18条第1項及び第22条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

第25条第4項中「5年間」の次に「(放射線業務従事者特別検診に係る健康診断個人票及び特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第40条第2項に規定する特定化学物質等健康診断個人票にあっては30年間）」を加える。

別表を別表第2とし、同表の前に次の別表第1を加える。
(別表第1) (第16条関係)

定期健康診断 新規採用職員健康診断 胃検診 有機溶剤取扱者特別検診 特定化学物質取扱者特別検診 放射線業務従事者特別検診 と畜検査業務等従事者特別検診 福祉施設等職員特別検診 VDT作業従事者健康診断 人間ドック 子宮頸がん検診 乳房検診 骨健診

職員課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
企業局本庁
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程（昭和46年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。
平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第1号中「議員公舎」を「議員会館」に改める。

管財課

長野県公営企業訓令第3号

長野県企業局本庁
長野県企業局現地機関

企業職員の職務に専念する義務の特例（昭和59年長野県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

本則の表中 「副理事長 理事 監事」を「理事」に改め、
同表の長野県観光事業(株)の項を削る。

総務課

長野県教育委員会訓令第3号

県立高等学校
県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県教育委員会

別表中「188,000円」を「184,000円」に、「109,000円」を「107,000円」に、「55,080円」を「54,480円」に改める。

保健厚生課

長野県教育委員会訓令第4号

県立高等学校
県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県教育委員会

第2条第3号中「特殊教育課長」を「自律教育課長」に改める。

第15条の見出し中「及び職員証の携帯」を削り、同条中「及び長野県職員証の携帯」を削る。

第18条を次のように改める。

(勤務時間等)

第18条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、これにより難しい場合は、校長が別に定める。

2 職員の休憩時間及び休息時間は、校長が定める。

3 校長は、前2項の規定により職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間を定めたときは、文書等により職員に知らせなければならない。

第21条中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第22条第1項中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第27条の3第1項中「第20条の3第1項」を「第26条第1項」に改める。

様式第12号及び様式第13号中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。

様式第14号中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第20号を次のように改める。

(様式第20号) (第24条関係)

休暇(欠勤)承認等状況報告書

番 号
年 月 日

課長 様

所属コード

長野県

学校長



療養(産前産後・介護)休暇(欠勤)承認等の状況を報告します。

記

職員の職、氏名、職員番号		職 名	氏 名	職員番号
療養 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	2 今回承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	合 計			日間
産前 産後	1 前回までに承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	2 今回承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	合 計			日間
介護 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	2 今回承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	合 計			日間
欠 勤	1 前回までに承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	2 今回承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	合 計			日間
療養(産前産後・介護) 休暇(欠勤)の事由		休暇事由:	病名:	

- (備考) 1 療養(産前産後・介護)休暇(欠勤)が更新された場合は、更新された日数にかかわらず、この様式により報告すること。
2 既に報告された職員の療養(産前産後・介護)休暇(欠勤)が短縮された場合は、この様式により朱書きで報告すること。

高校教育課 自律教育課

長野県教育委員会訓令第5号

県立高等学校
県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

長野県立学校長職務規程（昭和25年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県教育委員会

第7条第14号中「第21条の3」を「第18条」に改める。

第17条第1号のケを次のように改める。

ケ 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替え

高校教育課
自律教育課